

<未成年者のお客様およびその保護者様へのお願い>

この度は、修理をご依頼いただき、誠にありがとうございます。未成年者（18歳未満）の方による修理依頼には、保護者様の同意が必要です。下に必要事項を記入・捺印の上、修理依頼時に併せてご提出ください。（保護者様による修理依頼の場合は、同意書の提出は不要です。）

スマホ修理王 御中

## 修理に関する同意書

以下の修理の依頼に、依頼者の保護者として、同意します。

依頼者	氏名		
	端末の情報	機種：	型番：
	端末の症状		
保護者	氏名	(印)	
	住所	〒 -	
	連絡先番号		
	続柄		
	同意の日付	20 年 月 日	

<未成年契約を理由とした法定代理人（保護者）によるキャンセルについて>

未成年者の方は、事前に法定代理人の同意を得た上でご依頼いただくようお願いしておりますが、同意を得ずにご依頼された場合は、法定代理人の方から修理を依頼された店舗にお電話にてご連絡いただき、ご依頼の経緯をご確認させていただきました後に、当社がキャンセルすることが適切と判断した場合に限り、キャンセルを承らせていただきます。ただし、以下の場合につきましてはキャンセルを承ることができませんので、予めご了承ください。

- ・ご依頼者が詐術を行った場合。（例：同意書の偽造等）
- ・当該案件の修理代金が、ご依頼者のお小遣いやお年玉、またはそれらの合計の範囲内と判断できる場合。

<店舗使用欄>

保護者同伴ではないため、架電により同意を確認

架電日時	20 年 月 日 時 分ごろ	確認者	
保護者連絡先		続柄	

※不通の場合は、受付できません。